

市町村国保に係る将来推計について(粗い試算)

※「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」を基に機械的に推計して作成。

	2012年度	2025年度
国保医療費	11.6兆円	14.7兆円
加入者数	3,500万人	3,200万人
一人当たり保険料	7,600円	9,300円程度

※1 「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」の「改革シナリオ」を用いた試算である。

※2. 2025年度の数値は、経済前提の伸びを反映した名目の数値であり、一人当たり保険料については、2012年度賃金換算した所要保険料。

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成25年3月末)	1, 7 1 7	1	1, 4 3 1	8 5	4 7
加入者数 (平成25年3月末)	3, 4 6 6万人 (2, 025万世帯)	3, 5 1 0万人 被保険者1, 987万人 被扶養者1, 523万人	2, 9 3 5万人 被保険者1, 554万人 被扶養者1, 382万人	9 0 0万人 被保険者450万人 被扶養者450万人	1, 5 1 7万人
加入者平均年齢 (平成24年度)	5 0. 4 歳	3 6. 4 歳	3 4. 3 歳	3 3. 3 歳	8 2. 0 歳
65～74歳の割合 (平成24年度)	3 2. 5 %	5. 0 %	2. 6 %	1. 4 %	2. 6 % (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成24年度)	3 1. 6 万円	1 6. 1 万円	1 4. 4 万円	1 4. 8 万円	9 1. 9 万円
加入者一人当たり 平均所得(※3) (平成24年度)	8 3 万円 一世帯当たり 1 4 2 万円	1 3 7 万円 一世帯当たり(※4) 2 4 2 万円	2 0 0 万円 一世帯当たり(※4) 3 7 6 万円	2 3 0 万円 一世帯当たり(※4) 4 6 0 万円	8 0 万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成24年度)(※5) 〈事業主負担〉	8. 3 万円 一世帯当たり 1 4. 2 万円	1 0. 5 万円 <20. 9万円> 被保険者一人当たり 18. 4万円 <36. 8万円>	1 0. 6 万円 <23. 4万円> 被保険者一人当たり 19. 9万円 <43. 9万円>	1 2. 6 万円 <25. 3万円> 被保険者一人当たり 25. 3万円 <50. 6万円>	6. 7 万円
保険料負担率(※6)	9. 9 %	7. 6 %	5. 3 %	5. 5 %	8. 4 %
公費負担	給付費等の50%	給付費等の16. 4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への 補助(※8)	なし	給付費等の約50%
公費負担額(※7) (平成26年度予算ベース)	3兆5, 006億円	1兆2, 405億円	274億円		6兆8, 229億円

(※1) 組合健保の加入者一人当たり平均保険料及び保険料負担率については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※4) 被保険者一人当たりの金額を表す。

(※5) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※6) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※7) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(※8) 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。

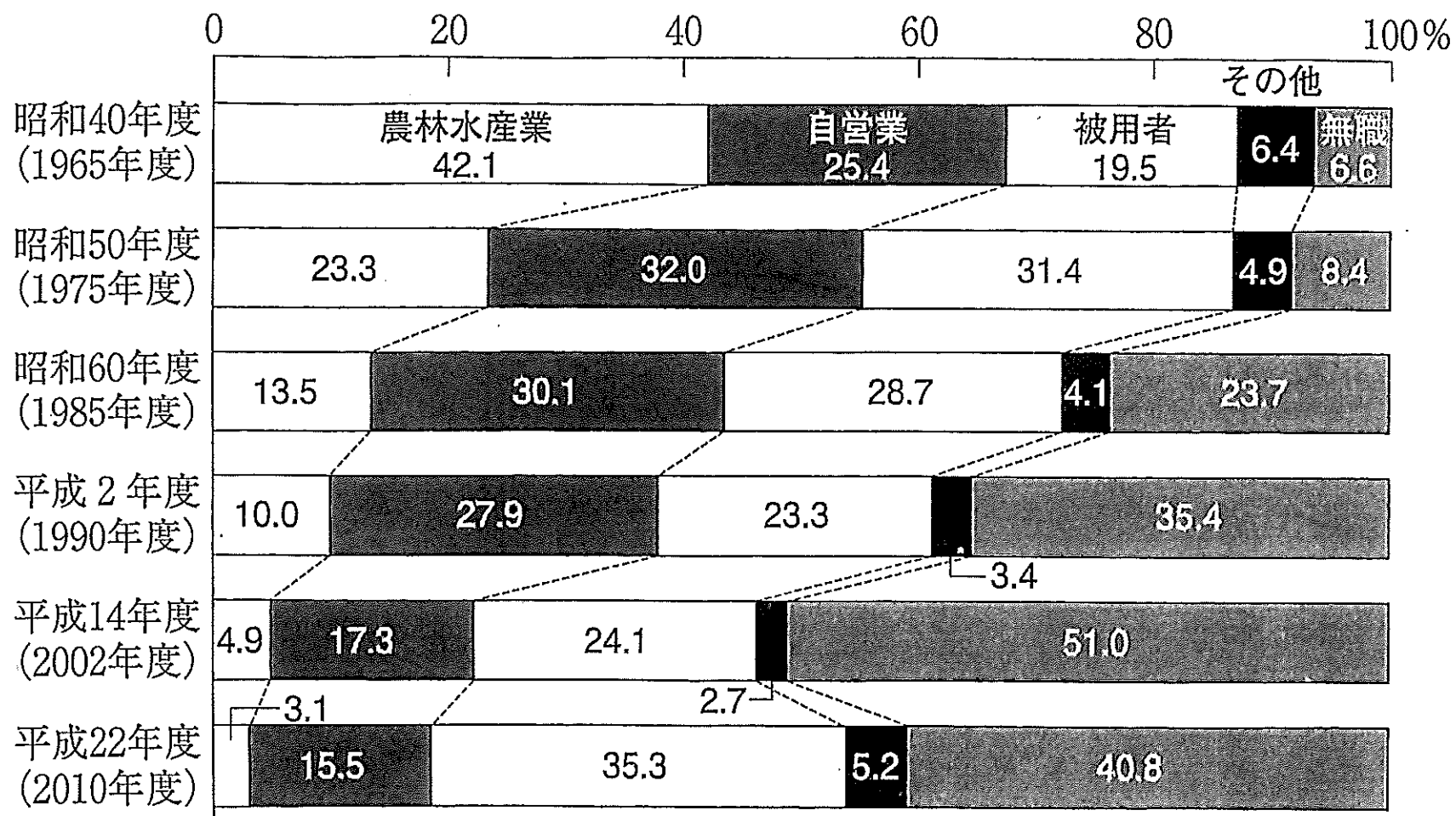
出典：厚生労働省資料より

2015年5月19日

参議院厚生労働委員会提出資料②

日本共産党 小池晃

国保（市町村）の職業構成の変化



出典：長友薫輝・三重短期大学教授ほか著『長友先生 国保って何ですか』より
厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」から著者が作成